

# 労働基準広報 2015 No.1870

# 11/1

## CONTENTS

**特集** 平成27年 改正労働者派遣法の内容 ————— 6

### 3年超える有期派遣労働者の受入れは過半数組合等からの意見聴取が必須

平成27年9月11日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し同月30日に施行された。改正法では、①全ての派遣事業を許可制とすること、②期間制限がかからない専門26業務を廃止し個人単位と事業所単位の期間制限を設けること、③派遣元に派遣労働者に対する雇用安定措置、教育訓練などを義務づけること、④派遣元と派遣先双方に対する派遣労働者の均衡待遇確保の取組みを強化すること——などが盛り込まれている。

(編集部)

●企業税務講座 ————— 18

第59回 マイナンバー制度③

#### 税目ごとのマイナンバー記載時期に要注意

今回は、税務当局に提出する申告書や法定調書へのマイナンバーの記載時期や書類の様式、平成27年9月3日に衆議院で可決された改正マイナンバー法の骨子について解説してもらった。

(弁護士・橋森正樹)

●弁護士&元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ ————— 22

〈第15回〉タクシー業の歩合給

#### 歩合給から割増賃金控除する規定は労基法37条の趣旨に反し無効

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

●NEWS ————— 1

(厚労省・過重労働撲滅を主眼に今月重点監督)長時間労働行う事業場約4500カ所対象に／(第189回通常国会が閉会)労働基準法等改正案は会期末処理で継続審議に／(民間主要企業の27年夏の賞与)3年連続で前年上回り3.95%増の83万2292円／ほか

●新企業事例／  
現場に聞く！障害者雇用の今 ⑩ ————— 36

#### 複数回にわたり現場実習を受入れ 障害者とのマッチングを慎重に行う

～TOTOバスクリエイト株式会社～

(編集部)

●労務資料 平成26年雇用動向調査結果 — 41 ●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 46 ●わたしの監督雑感 岩手・二戸労働基準監督署長 熊谷久 — 54 ●編集室 — 56

### 労務相談室

回答者

配置転換 [海外転勤で住宅ローン減税受けられない] 税制面の補填必要か	48	弁護士・加島幸法
保険手続 [雇用保険手続きにおけるマイナンバーの利用] 具体的な内容は	50	特定社労士・飯野正明
労働基準法 [木曜に年休取得し同一週に休日出勤] 休日出勤の割増率は	52	弁護士・荻谷聡史

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内